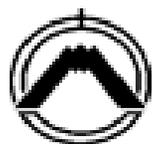


# 住居確保給付金 (家賃補助) のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ  
～住居確保給付金のご案内～



富士吉田市

令和7年4月改訂版

## 住居確保給付金（家賃補助）とは

離職、自営業の廃止または個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により、離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮する方であって、就労能力及び就労意欲がある方のうち、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、世帯数により家賃額（共益費等を除く）を支給  
3万円（単身世帯） 3.6万円（2人世帯） 3.9万円（3人以上世帯）

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：原則、大家等へ代理納付

## 住居確保給付金（家賃補助）を受けるには、 次のような要件があります

申請時に以下の①～④のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれがある
- ② 下記(a)(b)いずれか
  - (a)申請日において、離職、廃業の日から2年以内である（※ただし、疾病等その他やむを得ない事情により連続して30日以上求職活動ができなかった場合、その期間を2年に加算します。（加算後の上限は、4年までとします。）
  - (b)就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度にある
- ③ 離職等の日に、主たる生計維持者である（申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付等を含む）。

世帯人数	基準額		収入基準額（万円）
1人	7.8万円	+ 家賃額 （ただし地域ごと に設定された基準 額が上限）	10.8万円
2人	11.5万円		15.1万円
3人	14万円		17.9万円
4人	17.5万円		21.4万円
5人	20.9万円		24.8万円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84万円
4人以上	100万円

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

## 住居確保給付金（家賃補助）の支給額

### 単身世帯の場合

- ・月収が7.8万円以下の方は、住居確保給付金（家賃補助）支給額は家賃額※
- ・月収が基準額を超える場合は以下の計算式により算出された額となります。

住居確保給付金支給額 = 家賃額※ - (月の世帯の収入合計額 - 基準額)

- ※ 家賃額は住居確保給付金基準額（地域によって異なる）を上限とします。
- ※ 住居喪失者については、住宅扶助基準に基づく額以下の家賃の賃貸住宅に入居する必要があります。また、現在入居している賃貸住宅が住宅扶助基準に基づく額を超える家賃額の場合、上限を超えた金額は、自己負担となります。

## 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、富士吉田市社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

### ※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）  
貸付期間 原則3か月 最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内  
原則3か月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子  
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

## 住居確保給付金（家賃補助）支給までの 生活費が必要な方は

住宅を喪失している離職者であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、富士吉田市社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

### ※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

## 住居確保給付金（家賃補助）の申請をするため に必要なもの

① 住居確保給付金支給申請書及び住居確保給付金申請時確認書

② 本人確認書類（次のいずれかの写し）

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証（資格証明書）、住民票の写し、戸籍謄本等

③ 離職関係書類

申請日を起点に2年以内に離職・廃業をしたことが確認できる書類の写しまたは申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

※離職等の日から起算して2年の期間に疾病等その他やむを得ない事情により連続して30日以上求職活動ができなかった場合は、医師の証明書その他の当該事情に該当する事実を証明する書類の写し

④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金証書」または「年金振込通知書」、その他手当を受けている場合は「証書」

⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

# 住居確保給付金（家賃補助）の申請から決定まで

## 住宅を喪失している方の場合

### ◆ 住居確保給付金（家賃補助）の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を富士吉田市役所福祉課（自立相談支援機関）に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。
- 住居確保給付金（家賃補助）の支給開始までの生活費が必要な方は、富士吉田市社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

### ◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は、富士吉田市内です。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、富士吉田市社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

### ◆ ハローワークでの求職申込み

- ハローワーク等にて求職申込みを行ってください。（自立に向けた活動を行う申請者は、経営相談先の経営相談の申込みを行ってください。経営相談先から助言等を受けて、「自立に向けた活動計画」を作成してください。）  
※経営相談先：よろず支援拠点、商工会議所、やまなし産業支援機構など

### ◆ 住居確保給付金（家賃補助）の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、富士吉田市役所福祉課（自立相談支援機関）に提出してください。
- 求職活動を行う方は、ハローワークから付与された求人番号を住居確保給付金（家賃補助）申請時確認書へ記載し、富士吉田市役所福祉課（自立相談支援機関）に提出してください。
- 自立に向けた活動を行う方は、申請時確認書に経営相談先名称を記載して「自立に向けた活動計画」を提出してください。

## ◆ 住居確保給付金（家賃補助）の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」が交付されます。

## ◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、富士吉田市社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入れ申込みが可能です。
- 住居確保給付金（家賃補助）受給中の生活費が必要な方は、あわせて富士吉田市社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

## ◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金（家賃補助）対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを富士吉田市社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

## ◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

## ◆ 住居確保給付金（家賃補助）支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を自立相談支援窓口（富士吉田市役所福祉課）に提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」が、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- 住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金（家賃補助）は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について富士吉田市社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを富士吉田市社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

## 住宅を喪失するおそれのある方の場合

### ◆ 住居確保給付金（家賃補助）の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を自立相談支援窓口（富士吉田市役所福祉課）に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」が交付されます。

### ◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

#### ◆ 住居確保給付金（家賃補助）の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、富士吉田市役所福祉課（自立相談支援機関）に提出してください。

#### ◆ ハローワークへの求職申込み

- 求職活動を行う方は、ハローワークから付与された求人番号を住居確保給付金申請時確認書へ記載し、富士吉田市役所福祉課（自立相談支援機関）に提出してください。
- 自立に向けた活動を行う方は、申請時確認書に経営相談先名称を記載して「自立に向けた活動計画」を提出してください。

#### ◆ 住居確保給付金（家賃補助）の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」が、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金（家賃補助）は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

#### ◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- 住居確保給付金（家賃補助）受給中の生活費が必要な方は、富士吉田市社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

## 住居確保給付金（家賃補助）受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、ハローワークの利用、富士吉田市役所福祉課（自立相談支援機関）の支援員の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行ってください。
- ◆ 毎月4回以上、富士吉田市役所福祉課（自立相談支援機関）の支援員等と面接等の支援を受ける必要があります。原則来庁による面接を行います。「職業相談確認票」を持参いただき、支援員に提示してください。また、求職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。
- ◆ 毎月2回以上、ハローワークの職業相談等を受ける必要があります。「職業相談確認票」にハローワークの担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに担当ハローワーク等の確認を受けてください。
- ◆ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。毎月4回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、富士吉田市役所福祉課（自立相談支援機関）に報告してください。
- ◆ さらに、自立相談支援窓口（富士吉田市役所福祉課）よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

## 受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがないまたは6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を富士吉田市役所福祉課（自立相談支援機関）へ提出してください。
- ◆ 申請書を提出した月の翌月以降、収入がある場合は、収入額を確認することができる書類を、住居確保給付金窓口（富士吉田市福祉課）に毎月提出してください。

## 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金（家賃補助）の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。  
（要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと  
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること など  
住居確保給付金（家賃補助）の受給期間の延長または再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月となりましたら、収入と預貯金分かる書類を準備して、富士吉田市役所福祉課（自立相談支援機関）へお越し下さい。

## 支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
  - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
  - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
  - ・ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、富士吉田市役所福祉課（自立相談支援機関）の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
- ◆ 富士吉田市役所福祉課（自立相談支援機関）に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わったまたは収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、富士吉田市役所福祉課（自立相談支援機関）へお越しください。

## 住居確保給付金（家賃補助）を中止する場合と 中断について

- ◆ 毎月4回以上の自立相談支援窓口（富士吉田市役所福祉課）の支援員等による面接等に加えて、毎月2回以上のハローワーク等での職業相談および原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、求職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 自立相談支援窓口（富士吉田市役所福祉課）が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額（富士吉田市の場合：10.8万円（単身の場合））を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆ 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合や、自立相談支援窓口（富士吉田市役所福祉課）の指示による場合を除く。）については支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。
- ◆ 受給者より疾病等より、求職活動が困難となった場合、申請により中断することができます。その際、「中断届」及び求職活動ができない旨を証明する文章を提出が必要です。  
中断期間中、原則として毎月1回、体調及び生活の状況について報告をお願いします。なお、中断者が報告を怠った場合は、支給を中止します。また、中断期間が中断決定日から2年を超えた場合も、中止となります。

## 住居確保給付金（家賃補助）の再支給について

- ◆ 住居確保給付金（家賃補助）は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金（家賃補助）を受け常用就職に至ったものの、会社の都合により解雇になった場合や会社が倒産した場合など、個人の責めに帰すべき理由、都合によらずに収入の得る機会が減少し、かつ直近の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合は、再支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は、会社都合の解雇には当たりません。

## 給付金（家賃補助）を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金（家賃補助）の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を富士吉田市が徴収するとともに、以降の住居確保給付金（家賃補助）の支給も中止することとなります。

お問い合わせ先

富士吉田市下吉田6-1-1 富士吉田市 福祉課  
地域福祉担当

TEL : 0555-22-1111

(内線:113・161・162・164)

FAX : 0555-22-1122